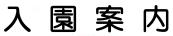
令和8年度(令和8年4月~令和9年3月)

豊後高田市保育施設





(問い合わせ先)

豊後高田市子育て支援課(健康交流センター花いろ内)

住 所: 〒879-0604 豊後高田市美和 1335 番地1

電 話:0978-23-1840

1. 市内認可保育園の所在地及び利用時間(令和8年度予定)

保育園名	所在地	連絡先	保育標準時間	保育短時間	延長保育	
城台保育園	玉津464	22-2447			~20時00分	
和光保育園	新栄1208-1	24-0160			~19時00分	
封 戸 保 育 園	水崎1273	22-3677			~18時30分	
河 内 保 育 園	佐野2043	24-1428	7時00分	8時00分~		
真 玉 保 育 園	西真玉2093	53-5095	~18時00分	16時00分		
香々地保育園	見目705-13	54-2069				
あ す な ろほいくえん	田染相原33-2	25-8170			延長なし	
さわらび保育園※	来縄2586	25-8501			ルス なり	

各園の開所日・・・日曜・祝日・年末年始を除く日

※新規募集は0・1・2・3・4歳児です。ただし、在園児は3歳以降も継続利用できます。

2. 保育園とは?

保育園は、「保護者が働いている。」、「病気の状態にある。」など、日々家庭において 十分保育することができない児童を、保護者にかわって保育することを目的とした児童 福祉施設です。

幼稚園とは違って、「小学校入学前に集団生活に慣れさせたい。」、「下の子に手がかかる。」などの理由では、保育園を利用することはできません。

3. 保育の必要性の認定

保育サービスを受けるためには、保護者の働き方、利用を希望する施設、保育を必要とする理由に応じて、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

※保育園の利用・・・2号認定及び3号認定の方が該当

1号認定 <3~5歳>

3~5歳で**教育**を希望 【利用できる施設】 認定こども園、幼稚園

2号認定 <3~5歳>

3~5歳で**保育**を希望 【利用できる施設】 認定こども園、保育園

3号認定

<0~2歳>

O~2 歳で**保育**を希望 【利用できる施設】 認定こども園、保育園、 地域型保育事業

4. 保育園の利用時間

就労時間等に応じて、次のとおり利用可能時間が異なります。

- (1) 保育標準時間(最大 11 時間/日の利用)
 - ⇒ 就労時間 月 120 時間以上(主にフルタイム勤務)
 - ※ 希望により保育短時間の認定も可能です。
- (2) 保育短時間(最大8時間/日の利用)
 - ⇒ 就労時間 月60時間以上120時間未満(主にパートタイム勤務)

【利用時間のイメージ】			
7:00			18:00 19:00
【開所時間】	通常保育		延長保育
7:00			18:00 19:00
【保育標準時間】	通常保育		延長保育
7:00 8:00		16:00	18:00 19:00
【保育短時間】 時間外保育	通常保育	時	間外保育 延長保育

※通常保育の時間を超過した場合は、延長保育の料金が発生します。

5. 保育園の入園基準

保護者(父、母)が、次の表のいずれかの事由に該当し、保育できないと認められる 場合に、保育園を利用することができます。

なお、事由に該当しなくなった場合、原則、退園となりますのでご了承ください。

事由	保育の必要量の要件	保育時間		
就労	月 120 時間以上の就労	保育標準時間		
	 月 60 時間以上 120 時間未満の就労 	保育短時間		
妊娠•出産	出産前3ヶ月、又は出産後3ヶ月	保育標準時間		
育児休業	育児休業取得中の継続利用	休業前の区分		
求職活動	 求職中(就職活動期間の3ヶ月限定) 	保育標準時間		
病気 障がい	病気・負傷・障がいがある 通院もしくは入院中の場合	申請内容により判断		
介護•看護	親族等を介護もしくは看護している	申請内容により判断		
災害復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたっている	保育標準時間		
就学	就学・職業訓練をしている	就学時間により判断		
虐待•DV等	虐待やDV等のおそれがある	保育標準時間		
その他	その他、上記に類する事情がある	申請内容により判断		

6. 申請のスケジュール・提出先について

- ◆令和8年4月(新年度当初)からの入園を希望する場合
 - - ※土・日・祝祭日を除きます。
 - ※申込期間を過ぎた場合は、令和8年5月以降での入園となります。
 - ※令和8年1月~3月に入園希望で4月以降も継続利用の方は、上記の期間に令和8年度分の書類提出が必要です。
 - ※市外保育園等の入園を希望する場合は、自治体ごとで申し込み期間が異なります。 希望の保育施設がある自治体へお問い合わせください。

- 提出場所 子育て支援課(健康交流センター花いろ内)
- 〇 受付時間 8時30分~17時00分
- ◆令和8年5月以降(年度途中)の入園を希望する場合
 - 申込期間 入園を希望する月の前月の15日(土日祝はその翌開庁日)まで
 - ※ 提出場所、受付時間は「令和8年4月(新年度当初)からの入園を希望する場合」と同じです。
 - 保育所等の空き情報について

市 HP 上の子育てポータルサイトにて、各施設の空き情報を掲載しています。 毎月はじめにその月の情報を更新していますので、ご活用ください。

URL https://www.city.bungotakada.oita.jp/kosodate_kyoiku/news/detail/1283 二次元バーコード



7. 入園の選考・決定

- ●入園の選考方法
 - 入園基準に基づき、保育の必要性の高い児童から順に審査の上、教育・保育給付認定及び入園の要否を決定します。
 - 定員状況、申込状況により、希望の保育園とならない場合があります。

●入園の決定

- 入園の決定がされた方は、3月上旬に文書を送付します。
- 第3希望までの保育園に入園が決まらなかった場合は、個別に連絡します。
- ※ 年度途中で入園される方
 - ⇒ 入園が決定した月の**前月25日頃**に通知します。

8. 入園後の各種届出

次のような場合は、速やかに子育て支援課にお問い合わせください。

- (1) <u>保育の認定事由などに変更があった場合</u> (仕事を辞めた、勤務時間が変わった、病院を退院したなど・・・)
- (2) 保育園を退園する場合(退所届の提出が必要です。)
- (3) 住所変更、氏の変更、世帯構成の変更などがある場合
- (4) 就労証明書の雇用期間が終了した場合 (就労証明書の提出が必要です。)
- ※ 故意に届出を怠った場合などは、認定取消(退園)となります。

9. 提出書類

(1) 入所申込書兼施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書

(2) 保育を必要とする状況がわかる書類(父母各1枚以上)

事由	提出書類							
① 就労	就労証明書 ※自営業の場合は、「就労証明書」と以下の書類が必要です。 本人が業務を行っていることがわかる書類 (確定申告書、営業許可証、開業届、登記事項証明、 請負契約書等の写しのいずれか)							
② 妊娠•出産	母子健康手帳の写し又は分娩予定日がわかる書類							
③ 育児休暇	就労証明書							
④ 求職活動	求職活動申立書							
⑤ 病気・障がい	病気・出産等証明書 身体障害者手帳等の写し							
⑥ 介護・看護	病気·出産等証明書 申立書							
⑦ 災害復旧	罹災証明書							
⑧ 就学	在学証明書又は通学の日、時間等が確認できる書類							
⑨ 虐待・DV等	市長が必要と認めるもの							
① その他	て かんな のんな でんな しんく							

※ 虚偽内容の申請は、認定取消(退園)のほか、公文書偽造罪に問われる場合があります。

(3) その他

事由	提出書類			
①障がい者がいる世帯	・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉 手帳の写し			
②第2子以降3歳未満 の児童	• 戸籍謄本			
③転入予定	 ・転入に関する誓約書 ※入園希望月の前月25日までに転入していない場合は、入園取消となります。 ・所得課税(非課税)証明書マイナンバー制度による情報連携で、転入前自治体の税情報が取得できない場合は、所得課税(非課税)証明書の提出が必要です。対象者にはご連絡します。 			

10. 保育料

◆ 市内外保育園 → 保育料·副食費完全無料

● 保育料とは?

- 児童の保育にかかる経費の一部を保護者に負担していただくもので、父母の課税 状況で算定します。
 - ※ 家計の中心となる方が祖父母や同居の親族等と判断される場合は、父母のほか、 祖父母、同居の親族等の課税状況も併せて算定します。

● 保育料の算定方法

- 令和7年度の市民税所得割額(令和6年1月1日から令和6年12月31日までの収入及び控除等から算出します。)と、令和8年度の市民税所得割額(令和7年1月1日から令和7年12月31日までの収入及び控除等から算出します。)により行います。
- 算定に際して、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除等は適用されません。
 - ※ 入園決定の時点で税申告がなされていない場合や、課税書類の提出のない場合 は、推定により保育料を決定する場合があります。

● 保育料の切り替え時期

4月から8月までの保育料は前年度の市民税所得割額で、9月から3月までの保育料は当年度の市民税所得割額により算出の上、保育料を決定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市民税額に基づく保育料				当年度	の市民	税額に	基づく	保育料			

● 保育料の変更

次のような場合は、保育料が変更になるときがありますので、速やかに子育て支援 課で所定の手続きを行ってください。

- ① 保護者が結婚もしくは離婚した。
- ② 生活保護の開始・廃止が生じた。
- ③ 税額が変更になった。
- ④ 祖父母と同居等、世帯員の変更があった。
- ⑤ 児童又は同一世帯員が障害者手帳等の交付を受けた。

11. 市外転出後、同じ保育園での継続を希望される場合

引き続き、同じ保育園を利用する場合であっても、<u>本市への退所届及び転出先の市</u>町村への入所申込みの手続きが必要です。

あらかじめ、子育て支援課まで連絡をお願いします。

12. 広域入所(市外の保育園・認定こども園などの利用を希望される場合)

- 豊後高田市に住所がありながら、保護者の都合等で他市町村の保育園、認定こども園などを希望する場合は、豊後高田市での申込みが必要となります。
- 入園の可否については、相手先市町村との協議のうえ、結果をお知らせします。

13. 入園後の「ならし保育」

- 新規入園した児童については、新しい環境に慣れるまでの一定期間、いわゆる「ならし保育」が実施されます。
- 「ならし保育」の期間は、年齢やこれまでの保育園経験、保育園の方針等により 異なりますが、通常の保育時間よりも短くなるため、お迎え時間を早めていただく など、ご協力いただくこととなります。

詳しくは、保育園にお問い合わせください。

14. 休日保育

- 休日も就労のため、保護者が児童を家庭で保育できない場合も、児童を預けることができます。ただし、城台保育園のみとなっています。
- 利用を希望される場合は、休日保育申込書及び休日勤務証明書を子育て支援課に 提出してください。ただし、市内保育園利用者に限ります。

開園時間・・・8 時から 17 時まで

15. 見学について

- 申込みに際し、希望している保育園への事前の見学を推奨しております。 年齢が低い児童の場合、成長状況によっては受け入れができない場合がありますの で、児童同伴で見学を行うようにしてください。
- 入所が決定した後も、持ち物やならし保育の打合せなどのため、保育園と面談をしていただきます。

16. オンライン申請について

マイナンバーカードをお持ちの方は、オンライン申請での申込みも可能になりました。詳しくは豊後高田市ホームページ「保育施設入園手続き」のページをご覧ください。

豊後高田市ホームページ「保育施設入園手続き」

URL: https://www.city.bungotakada.oita.jp/site/kosodate-kyoiku/2717.html 市ホームページ



以下の書類は、マイナンバーカードがなくてもオンライン申請ができます。

URL: https://www.city.bungotakada.oita.jp/site/kosodate-kyoiku/2717.html

• 退所届



• 求職活動申立書



• 申立書

